

## 耐震性に関する基準（耐震評価基準）

建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合（建築確認日が確認できない場合にあっては新築年月日（表示登記日）が昭和58年3月31日以前の場合）に基準が適用となります。ただし、耐震診断等により建物の耐震性が現行の建築基準法に定める耐震性と同等であることが確認できるもの等にあつては、基準に適合しているものとみなします。

※「耐震評価基準」は、耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、「現行の建築基準法」や「耐震改修促進法」に定める耐震性を有しているかどうかを評価するための基準ではありません。

### （在来木造工法の場合）

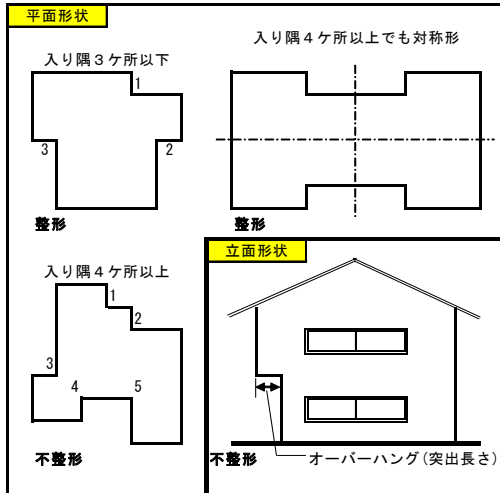
#### 基準の概要

基礎が一体のコンクリート造の布基礎であること

以下の各項目の評点を相乗した値（ア×イ×ウ×エ）が1以上であること

ア. 建物の形（整形、不整形の評価）

（評点）



評価	評点
整形	1.0
平面的に不整形	0.9
立体的に不整形（オーバーハング50cm超100cm以下）	0.9
立体的に不整形（オーバーハング100cm超）	0.8

イ. 壁の配置（壁のバランスの評価）

外壁面に対する壁の割合を面ごとに算出し、4面のうち最も低い評価結果の面の評点とする。

（評点）

評価	壁の割合	評点
つりあいのよい配置	0.2以上	1.0
外壁の一面の1/5未満	0.2未満	0.9
外壁の一面に壁がない（全開口）	0	0.7

ウ. 筋かい等の有無（壁の強度の評価）

壁の筋かい等（構造用合板、ブレース等による補強を含む。）の有無を判定し、下記により評点を算出。

$$\frac{(\text{筋かい等のある壁の長さの合計} \times 1.5) + (\text{筋かい等のない壁の長さの合計} \times 1.0)}{\text{筋かい等のある壁の長さの合計} + \text{筋かい等のない壁の長さの合計}}$$

筋かい等のある壁の長さの合計 + 筋かい等のない壁の長さの合計

評点

エ. 壁の割合（必要壁量に対する充足率の評価）

建物のはり間方向、けた行方向の「単位面積あたりの壁の長さ（壁の長さの合計 [m] / 1階部分の床面積 [m<sup>2</sup>])」のうち小さいほうの値を下表の「必要壁量」で割った値の評価結果を評点とする。

a. 建物の方向別（はり間方向、けた行方向）に単位面積あたりの壁の長さを求める。

はり間方向又はけた行方向の壁の長さの合計 [m]

= 方向別の単位面積あたりの壁の長さ

1階部分の床面積 [m<sup>2</sup>]

b. 上記で計算した「方向別の単位面積あたりの壁の長さ」のうち小さいほうの値を下表の必要壁量で割った評価値を求める。

方向別の単位面積あたりの壁の長さ

= 評価値

下表による必要壁量

（必要壁量）

	平屋	2階建	3階建
軽い屋根（鉄板葺、石綿板葺、スレート葺等）	0.11	0.29	0.46
重い屋根（かや葺、瓦葺等）	0.15	0.33	0.50

c. 下表により、上で求めた評価値の該当する区分を評点とする。

（評点）

評価値	評点
1.8以上	1.5
1.2以上1.8未満	1.2
0.8以上1.2未満	1.0
0.5以上0.8未満	0.7
0.3以上0.5未満	0.5
0.3未満	0.3

※ 在来木造工法以外の基準の概要については、検査機関、適合証明技術者または機構にお問い合わせください。